

1 **特別寄稿**

働く人のメンタルヘルスを守る

11 **特集 1**

組合の共同事業と消費税の取り扱い

19 **特集 2**

最近の労働関係法令の改正について

23 **かごしまのプロフェッショナル**

自動車板金塗装一筋 社会の礎に

(有限会社マイカーボデー有村 代表取締役 有村則男 氏)

27 **Never Give Up! 元気を出そう! がんばれ中小企業**

ヒントは仕事の足元にある 「においを食べる水」開発

(有限会社新和建設工業)

30 **中央会の動き**

創業・起業・経営革新セミナー

異分野連携促進事業「交流促進会議・中小企業テクノフェア in 九州 2011 出展」

32 **インフォメーション**

鹿児島県最低賃金、労働保険適用促進強化期間のご案内

33 **業界情報** (平成 23 年 9 月情報連絡員報告)

35 **倒産概況** (平成 23 年 10 月鹿児島県内企業倒産概況)

37 **中央会関連主要行事予定**

特別寄稿 活力ある職場づくりのために

働く人の メンタルヘルスを守る

メンタルケア研究会 コラソン 臨床心理士 千石久美子

〒890-0063 鹿児島市鴨池2-24-14-603

PHS:070-5694-6077 mail@corazon.gr.jp



活力ある職場づくりのためには、労働者が仕事にやりがいをもって、楽しく働ける環境を整えることが必要です。しかしながら、メンタルヘル스에不調を抱える労働者が出たとき、どのように対応すればいいのかが困惑する企業も多いのが現状です。

本号では、メンタルケア研究会・コラソンの臨床心理士 千石久美子さんに、メンタルヘルスを守るために何に気を付ければいいのか、どのように対処すればいいのか寄稿いただきました。

メンタルケア研究会・コラソンは、平成17年10月に発足しました。それまでは心療内科に勤務しておりましたが、その時感じたのは、患者さんがもっと早く誰かに相談することが出来たら、初期の段階で乗り越える方法に出会うことが出来れば、こんなに苦しまなくてもすんだのでは……ということでした。

当時は、まだまだ精神科・心療内科の敷居は高く、かなり重症になってやっと通院し、長期にわたる治療が必要になる事例が少なくありませんでした。そこで、もちろん病院や相談室の中での個人的な援助活動も重要ではありますが、病気にならないように、メンタルヘルスの維持・向上、そして早期発見から早期治療につながることが大切ではないかと考え、フィールドに出かけるようになり、現在に至っております。

今回、このような貴重な機会をいただきましたので、ご存知の部分もあるでしょうが、これまでの経験や学びを提供させていただき、中小企業におけるメンタルヘルスについて、改めて考えていただく機会になればと存じます。

メンタルヘルスとは

メンタルヘルスという言葉は、現在では広く使われるようになってきました。『心の健康』という意味で使われている場合が多いかと思います。では、心が健康であるとはどういうことでしょうか？ みなさんは、どのように理解しておられますか？

「仕事（趣味）が楽しいこと」「食事（お酒）がおいしいこと」「ぐっすり眠れること」「やりたいことができること」「前向きに考えられること」「イヤなことがあっても、なんとかやっていること」等々、あげたらきりがありません。

では『健康』と『病気』の境界はどこでしょうか？ 自分では『健康』と思っている、他の人から見たら『病気』に見えるということはないのでしょうか？

例えば『ギャンブル依存症』や『買い物依存症』などの様々な依存症があります。本人は楽しんでいる（楽しいと思っている）のかもしれませんが、果たして健康なのでしょうか？

価値観が多様化している現在、『心の健康』を定義することは難しいですが、少なくとも、企業にとって、従業員の心が健康であるということは、

- ① 各人が仕事にやりがいを持って、楽しく働くことができる
- ② 職場として雰囲気が明るく、活性化されている
- ③ 企業として業績の向上につながる

ということではないかと存じます。

中小企業にとって、一人が休職すると大きな影響が出ます。もし、やむを得ず退職になったとしたら、もちろん本人にとっても辛いことですが、経験を積んだ従業員に代わって、新人を再教育しなければならない企業にとっても損失は大きく、社会にとっても大きな損失です。

「会社は人なり」という言葉があります。一人ひとりの従業員が尊重され、生き活きと働くことが出来るようになるためには、どのようなことに留意したらいいのでしょうか。

身体疾患（器質的疾患）はやむを得ないとしても、心の状態に起因する疾患は、対策（対応）次第で予防することが可能と言われております。

本稿では、【Ⅰ】早期発見・早期対処のための基礎知識 【Ⅱ】患者を出さない職場作り（予防対策）のために必要なことについて、ポイントを整理したいと思います。

【Ⅰ】早期発見・早期対処のための基礎知識

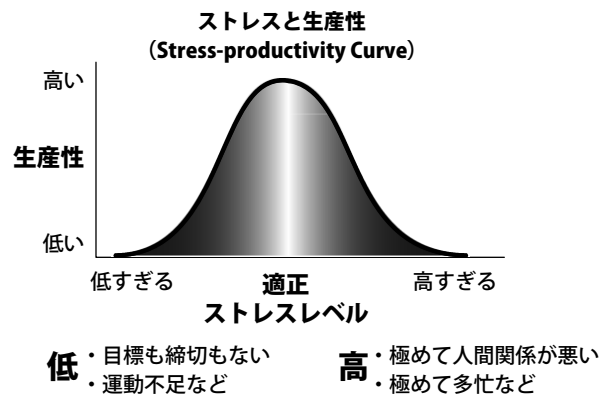
ストレスって何？

その前に、ストレスについて、整理してみましょう。ストレス社会と言われ始めたのは、もう随分昔です。ストレスという言葉は、今では子どもでも使うようになってきました。ストレス病という言葉も、広く使われるようになってきています。それでは、ストレスは悪者なのでしょうか？

ストレスという言葉の語源は、本来、物理で使われていた言葉を、カナダの生理学者であるハンス・セリエ博士が、1936年にイギリスの雑誌『ネイチャー』誌に『ストレス学説』を発表したことが始まりです。定義としては「体外から加えられた各種の刺激に応じて体内に生じた傷害と防衛の反応の総和」で、有害刺激をストレッサー、結果として生じる歪みをストレスと呼んでいます。しかし、日本では使い分けることなく、日常的にどちらもストレスと呼ぶようになりました。

ストレスは、ある意味有害ではありますが、右図のように、必ずしも悪者とは限りません。適切な目標、自分自身の夢、好きなスポーツ、良い人間関係など、『良いストレス』は、人生を豊かにしてくれます。

それに反して、過剰なストレスがかかったときには、何らかの不調をきたす可能性が高くなります。



ストレスには、物理的・化学的・社会的・心理的など、様々な要因がありますが、その大半は人間関係だと言われています。皆さんにも経験があるかと思いますが、他のストレスがあっても、人間関係が良好ならば、お互いに支え合って、何とかしのげることがあります。もちろん、ある程度の環境調整や個人的配慮を必要とする場合もありますが、ストレス病になる人を出さない職場を作る方法があります。それについては、後半で述べさせていただきます。

ストレス過剰になると、どうなるの？

ストレスが過剰になったときの結果は、大きく三つに分かれます。もちろん、同時に現れることも少なくありません。

◆ストレス反応◆

- ① 情緒面の変化 …… 抑うつ、無気力、希死念慮、イライラ、不安、焦燥感 など
- ② 身体面の変化 …… 頭痛、肩こり、腰痛、吐き気、食欲不振、睡眠障害 など
- ③ 行動面の変化 …… 逸脱行動、反社会的行動、回避行動、自傷行為 など

ただし、どの程度のストレスが適正でどこからが過剰か、いわゆるストレス耐性には個人差があり、また個人的にも、体調や状況によって異なってきます。したがって、病気になる前に、各人がそれぞれ自分なりのストレス・マネジメントの方法（予防対策の一つ）を身につけることが必要になります。

一般的に「心が原因で起きる心の病気」を神経症、「心が原因で起きる身体の病気」を心身症と呼んでいます。心身症は、自分の感情を抑圧（我慢）しやすい、あるいは、自分の感情に気づきにくい（言語化できない）人がなりやすく、その人の身体で一番弱い部分に症状が出やすいと言われています。

しかし、最初から心が原因と決めつけてしまうと、重大な病気を見落としてしまう危険性もありますので、身体に異常がないことを確かめることが必要となります。

『男はつらい』？ 『女だってつらい』！

平成10年から、13年連続で自殺者が3万人を越えています。先進国でこんなに自殺率が高いのは日本だけです。しかも男性が約75%を占めています。

様々な要因が背景にあると考えられますが、『男らしさという病』に苦しんでいる人が、私の経験でも少なくありません。特に、50代に注目すると、鹿児島は80%を越え、明らかに全国平均より高いという統計結果があります。鹿児島という土地柄も要因のひとつではないかと感じています。

幼児期は「男の子は泣くな」と言われ、少年期は「男のクセに弱音を吐くな」と言われ、大人になっては「男のクセに愚痴を言うな」と言われる。「男は黙って〇〇ビール」というCMがありました。それも背景の一つでは？と、学会である先生が言われたこともありました。

確かに頑張ることは悪い事ではありませんが、人間は機械ではありません。いえ、機械でさえ故障することもあるので、いわんや人間をや、ではないでしょうか。立ち止まる（愚痴を言う、弱音を吐く、涙を流す）ことが許されないから、絶望して死を選択したり、うつ病や心身症などの病気にならざるをえない状況に追い込まれている現状があります。

ある男性患者が「死にたいと思ってビルの屋上に行った。しかし、下を見たら恐くなって死ねなかった。自分は死ぬ勇気も無いダメな男なんです」と言われました。自殺者の内、約30%が40代から50代の働き盛りの男性です。『男らしさ』って、いったい何なのでしょう？『男らしさ』から解放され、『自分らしく』生きることは許されないのでしょうか？

それは女性も同じです。心療内科の患者の多くは女性であり、うつ病の罹患率は男性の2倍以上です。男女平等指数というのがあり、日本は135ヶ国中98位。職場（社会）や家庭で、女性が差別されているのが現状なのです。自殺に関しても、実は、自殺企図数に男女差は有りません。選択する手段に違いがあるので、既遂数（自殺を図った結果、実際に死に至った人数）に男女差が出ているだけなのです。

昔は「自分の意志で自殺しているのだから、防ぐことは出来ない」という考え方がありました。しかし、あまりの自殺者の増加の現状を受け、「自殺は本当に予防できないのか？」ということが問題になり、国が疫学調査を行った結果、ほとんどの自殺者に何らかの兆候が確認されました。これにより、自殺は予防できるとの結論に至り、本格的に自殺予防プログラムが実施されるようになりました。特にメンタルヘルス不調をきたしている労働者に対しては、これらの兆候を見逃さないことが重要になります。

早期発見のために

『ツレがうつになりまして』というマンガがドラマ化・映画化されるなど、『うつ病』についての社会的理解も広がってきました。うつ病は、『心の風邪』と言われ、誰でもかかりうる病気で、生涯有病率※1は6.5%程度です。

※1 生涯有病率 一生のうちに一度は病気にかかる人の割合

確かに『風邪』のように、今ではポピュラーな病気となってきましたが、『風邪』もこじらせれば『万病の元』で命を落とすことがあるように、『うつ病』も軽んじていい病気ではありません。

イヤなこと、辛いこと、ショックなことがあったら、誰だって落ち込んだり、やけを起こしたくなることはあるでしょう。そんなとき、それなりの対応（対策）が出来たら、数日で回復できるのですが、それが出来ずに長引いてしまうことが問題となります。

「風邪かな？と思ったら……」のように、「うつのかな？」と早期に気づき、早期対応（必要な場合は治療）につなげることが肝要となりますので、以下のような傾向がみられたときには、出来るだけ早くケアすることが必要です。

◆うつ状態◆

- ①好きなことをしなくなった。やっても楽しくない。
- ②気分が落ち込んで、やる気がしない。
- ③疲労感が抜けない。
- ④眠れない（寝付きが悪い、途中で目が覚める、朝早く目覚める）
- ⑤食欲がない。
- ⑥自分はダメな人間だと思う。
- ⑦何かに集中することができない。落ち着かない。
- ⑧死にたくなる。

もし、本人が無理をして頑張り続け、気づいた時には、上記のうち5つ以上の症状が2週間以上続いていたら、医療につなぐことを考えてください。しかし早期に対応すれば、早期回復は可能です。

「あれっ？」と感じる……つまり早期発見、そして初期対応。組織の中に、この仕組みを持つことが大切です。

そのためには、職員全員が『ストレス反応』や『うつ状態』に関する知識を持ち、「いつでも、誰でも、そして自分にも」起こりうるということ、「決して心が弱いからではない」ということを共通理解することが必要です。そして、もし『うつ状態』になったとしても、マイナスの評価を受けないという安心感を持てる職場環境であって欲しいと願います。そうでないと、真面目な人ほど無理をして頑張り過ぎ、こじらせてしまうことになりかねないからです。

「熱があれば休めるけど、熱もないのに休めない」と頑張り続けた結果、『心の風邪』をこじらせて、うつ病や心身症という『休むための許可証』が必要となった症例とたくさん出会ってきました。心が疲れたときにちょっと休む、ちょっとサポートしてもらい、自分自身で自分なりのケアをする、ということが出来れば、こじらせることは無かったかもしれない患者さん達に……。

【I】早期発見・早期対処のための基礎知識 まとめ

- ・メンタルヘルスに関する職員研修の機会をもうける。
- ・『ストレス反応』や『うつ状態』に関する知識を、従業員が共通理解する。
- ・『うつ状態』がマイナスの評価とならない価値観を共有する。
- ・定期的（月曜日の朝など）に、簡単なストレスチェック（次頁参考）をする。

ストレスチェック表 (該当する項目に、チェックして下さい)

<input type="checkbox"/> よく風邪をひき、治りにくい <input type="checkbox"/> 手足が冷たいことが多い <input type="checkbox"/> 手のひらやわきの下に汗をかくことが多い <input type="checkbox"/> 急に息苦しくなることがある <input type="checkbox"/> 動悸がすることがある <input type="checkbox"/> 胸が痛くなることがある <input type="checkbox"/> 目が疲れやすい <input type="checkbox"/> 鼻づまりがすることがある <input type="checkbox"/> めまいを感じるすることがある <input type="checkbox"/> 頭が重い <input type="checkbox"/> 立ちくらみしそうになる <input type="checkbox"/> 耳鳴りがすることがある <input type="checkbox"/> 口の中が荒れたり、ただれたりすることがある <input type="checkbox"/> のどが痛くなることがある <input type="checkbox"/> 好きな物でも食べる気がしない	<input type="checkbox"/> 仕事をやる気が起こらない <input type="checkbox"/> いつも食べ物が胃にもたれるような気がする <input type="checkbox"/> 腹が張ったり痛んだり、便秘や下痢をすることがよくある <input type="checkbox"/> 肩がこりやすい <input type="checkbox"/> 背中や腰がよく痛くなる <input type="checkbox"/> なかなか疲れがとれない <input type="checkbox"/> このごろ体重が減った <input type="checkbox"/> 何かするとすぐ疲れる <input type="checkbox"/> 気持ち良く起きられないことがよくある <input type="checkbox"/> 寝つきが悪い <input type="checkbox"/> 夢を見ることが多い <input type="checkbox"/> 夜中に目が覚めたあと、なかなか寝付けない <input type="checkbox"/> 人とつきあうのがおっくう <input type="checkbox"/> ちょっとしたことでも腹が立ったりイライラしたりしそうになる
--	---

※ 6~10 : 軽度ストレス状況 11~20 : 本格的ストレス状況 21以上 : 重度ストレス状況 (心療内科等の受診が必要)

メンタル面での不調者(離職者)を出すことのデメリットが大きい中小企業こそ、そうならないための対策が必要と考えます。

【II】患者を出さない職場作り (予防対策)

『うつ状態』と『うつ病』

『うつ状態』と『うつ病』は異なります。『うつ病』は、脳内の神経伝達物質の異常であることが明らかになっています。ですから、怠けているわけではなく、意志の力ではどうすることもできないのです。気合いや根性で治すことが出来ないのが『うつ病』なのです。

『うつ病』になったら、休養と服薬が必要になります。ただし、お薬は、あくまでも対症療法なので、本質的な部分(発症の背景)へのアプローチをしない限り、再発の可能性は高くなります。服薬に加え、心理療法を併用した場合の再発率が低いというエビデンスがありますので、カウンセラーに相談することで回復が早まり、再発を防ぐことにもつながります。

『うつ病』になった場合の基本的な流れは、①休養 ②服薬 ③カウンセリング ④復職支援という事になります。中小企業の事情は様々ですが、休職を受け入れることが可能であれば、暖かく見守りつつ復職のサポートをしていただけたらと存じます。

対応の仕方の注意点としては、たとえ、優しい思いやりからであったとしても、励ましは禁物です。真面目であるがゆえに、「〇〇さんの思いやりに応えられない自分はダメな人間だ」と思ってしまうやすいのです。また、「気分転換に〜でもしたら?」とか「〜に行こうか?」

と提案してしまうと、「そういうことも出来ない自分は無能で生きている意味がない」などと、ますます自責の念に苦しんでしまうという悪循環に陥りやすいので、配慮が必要となります。そして、『うつ病』というのは、『その人にとっては異常な状態』ですので、回復するまで重大な決断をしない（迫らない）ということも重要なポイントとなります。

※ただ、最近、従来とは異なる『非定型（新型）うつ病』の患者が、若い世代に増えてきています。

心理的要因によるストレス病にならない職場環境作り

長時間労働や過酷な労働環境など、物理的な要因に対する対策も必要ではありますが、冒頭で述べたように、ストレスの大半は人間関係（人的環境）だと言われています。人間関係がこじれるには、こじれるなりの理由（背景）があります。もちろん個人的要因が含まれる場合もありますが、人間理解を深めることで、そのこじれを最小限にすることが出来ます。中小企業であればこそ、人的環境を整えることで、心因性のストレス病は予防できると考えます。

①自分を知り相手を知る

人は皆違います。一人ひとり異なったパーソナリティ特性を持っています。まずは、自分自身の特性（考え方や行動パターン）を知ること、そして相手の特性を理解することが肝要です。これが、より良い人間関係を作るための第一歩です。『敵を知り、己を知れば、百戦危うからず』です。

②自他肯定の基本的構え（交流分析の基本的な考え方）

常識・道徳・倫理観など、考え方の拠り所となる様々な基準があります。それは社会人として、円滑な社会生活を営むためには必要なことです。それを否定するつもりはありません。

しかし、自分の基準で相手を評価してしまうと、否定的な感情を持ってしまうことがあります。人間は基本的に「認められたい」と願う生き物です。『なにくそモチベーション』という言葉もありますが、多くの場合、否定や批判からは、悲しみや怒りが生まれ、前進するエネルギーや建設的なものにはつながらないのが一般的です。そこで『I am OK. You are OK.』という基本姿勢を身につけることが大切になります。これは、出来ない（現状の）ままでいいということではありません。自分や他者が、前進（成長・向上）するために必要不可欠な基本姿勢なのです。

③コミュニケーション・スキルを身につける

言葉は『心』の栄養源です。言葉は『薬』にもなりますが、使い方によっては『凶器』になります。また、言葉には『裏メッセージ』があります。例えば「頑張れ」の裏メッセージは何でしょう？ 心が元気な人にとっては、励ましであり応援です。しかし、限界まで頑張っていて心が折れそうな人には「今のままではダメだ、だから、もっと頑張れ」と、自分を否定されているように聞こえるのです。確かに、受け取り方が悪いと考える方が多いと思います。「否定しているつもりはない。出来ると思っているから励ましているんだ」と。しかし、「良かれ」や「つもり」、「正しいこと」が役に立たないのが『人間の心』なのです。

自分が“正しいこと・良いこと”と思っていることが、役に立たなかったという経験はあ

りませんか？ 一生懸命言えと言うほど、無力感や徒労感を感じることはありませんか？ メッセージには伝え方があり、話には聴き方があります。効果的な方法を身につけることが大切です。

それは管理職や人を育てる役割を担う立場の方、グループリーダーにとっては必須のスキルです。その中で育った人は、自分が育てられたように次を育てていけるので、自然に良い人材が育ち、働きやすい職場環境が整うことになります。

④ 適材適所

【事例① Aさん 30代 男性】

やや無口な傾向はありましたが、真面目で、教えられたことをコツコツ頑張るタイプでした。入社以来、仕事を覚えるのに時間がかかる事がありましたが、教えられたことに忠実に、丁寧な仕事をするようになり、上司の信頼を得るところまでできました。

入社して10年、安心して仕事を任せられるようになったので、主任となって、新入社員の指導を担当する事になりました。上司は、自分がやっていることをそのまま教えるだけだから、簡単にできるだろうと思っていました。ところが、これがなかなかうまくいきません。上司はAさんに、「どんな教え方をしているんだ！ ちゃんと教えろ！ おまえなら出来る！ 自分がやってることを教えるだけだ！」と叱咤激励をするだけでした。2ヶ月が過ぎ、Aさんは、仕事に出てこれなくなりました。さて、Aさんに何が起きたのでしょうか。

【事例② Bさん 40代 男性】

20代はアルバイトを転々としていましたが、知人の紹介で正社員になり、現場に出る仕事をするようになりました。持ち前の明るさと、人なつっこさで、お客様から可愛がられ、楽しく仕事をしていました。仕事ぶりも真面目だったので、上司の配慮で、昇給させてあげようと配置転換となりました。そこは、企画立案の部署でした。Bさんは、お客様との交流も上手だったので、長年の経験を活かした仕事が出来ると、上司は期待していました。Bさんなりに懸命に工夫をしたのですが、途中で相談することができずに、「やりなおし！ もっと考えろ！」と結果を否定されることの連続でした。そして、Bさんはうつ病になりました。Bさんに、何が起きたのでしょうか。

※事例については、個人を特定できないように、詳細は変えてあります。

ある能力が秀でているからといって、他の能力がその延長線上にあるわけではありません。例えば陸上選手。走る能力が高いからといって、短距離もマラソンも得意、という選手は少ないでしょう。スポーツに例えると、誰でも理解できることなのですが、職場の中では「〇〇ができるのに、なんで△△はできないんだ」とか、適性を見ることなく配置し、「なんでこんなことも出来ないんだ」というようなことが起きているのです。

確かに努力したら伸びる部分もあります。工夫次第で何とかなる部分もあります。しかし、前述の症例Aさん、Bさんのように、個性によっては、努力ではいかんともしがたい部分があり、言葉でわかってももらえない以上、症状で訴えるしかない場合があるのです。

このような場合、コミュニケーションを工夫することで、病気を防ぐことは可能だったと思われれます。結果として、仕事の仕方は変わったとしても。

⑤ ストレスコーピング（対処行動）を身につける 【ストレス・マネージメント】

どんなに職場環境が整ってきても、職場外やプライベートで何が起きるか分かりません。生きている限り、様々なストレスに出会います。ストレスのない人生はありません。

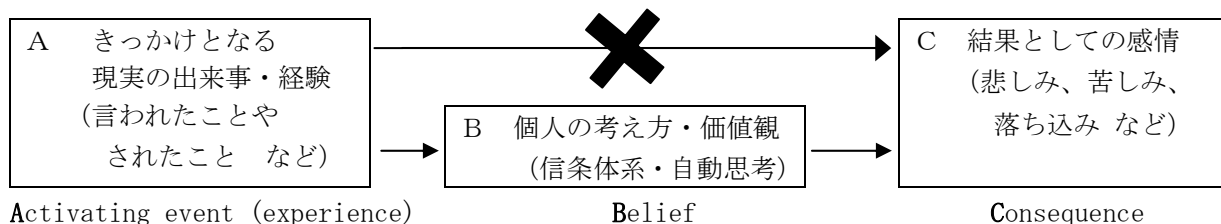
となると、一人ひとりが自分で自分の状況・状態を把握し、自分なりの対処方法を工夫し

て、ストレスとうまくつき合っていくことも大切な方法です。

物理的なストレスは、排除できるものは排除し、軽減できるものは軽減することが基本ですが、心理的なストレスはそういうわけにはいきません。たとえ離れたとしても、目の前からなくなったとしても、心の中に侵入してくるからです。脳は否定命令は受け付けないという特性があります。「もう考えない」と思った時点で考えていることになるのです。

そこで、認知的対処が必要になります。様々な対処法がありますが、一つご紹介しましょう。[エリスのABC理論] というのがあります。

【エリスのABC理論】



この図は、イヤな出来事 (A) があつたとき、それが直接、感情 (C) を決めるのではなく、その出来事をどのように受け止めるか (どう認知するか (B)) で、結果としての感情が決まる、ということを示しています。簡単に言えば、出来事のせいではなくて、「ものは考えよう」ということです。B (心のクセ) には、ストレス反応を起こしやすい思考パターンがいくつかあります。代表的なものをご紹介します。

ストレス反応を起こしやすい認知思考パターン (心のクセは言葉のクセとなって現れます)

認知の歪み	意 味	言葉のクセ
全か無か思考	物事を両極端、白か黒かで考える。完璧主義的思考。少しの欠点で全否定してしまう。	全然～ 全く～
過度の一般化	些細な事実がすべてと決めつけ、永遠に続くと考えて。一度良くないことがあると、いつも同じだと決めつける。	いつも・・・
心のフィルター	ひとつのことにこだわり過ぎて、現実をみる目がくもってしまう。否定的なことだけが心に残り、良いことは目に入らない。(肯定的な側面を無視)	どうせ～ やっぱり～
マイナス化思考	良いことを軽視したり、何でもないことや良い事を、悪い事にすり替えてしまう。肯定的な側面の価値を引き下げる。(誉められても、自己否定 等)	たまたま・・・ でも・・・
結論の飛躍	根拠が曖昧なのに、性急に悲観的な結論を出してしまう。 a. 心の読み過ぎ b. 先読みの誤り	～に決まってる
拡大解釈 過小評価	自分の失敗 (欠点) を過大に考え、長所を過小評価する。逆に、他人の成功を過大評価し、欠点や苦労に気づかない。	みんなが・・・ 誰も・・・
感情的決めつけ	自分の感情が現実であり、事実を証明する証拠であるかのように考えてしまう。素直に現実を受け入れない。	私が～と思うから ～に違いない
べき思考	なにかをしなければならないと自分を縛りつける。(約束は守るべき。男として～～あるべき 等)	～だから～すべき ～すべきでない
レッテル貼り	自分や他人に対し一方的な見方で決めつけてしまう。過度の一般化が極端な形で現れたもの。冷静な判断が出来なくなる。	グズ、ドジ 敗北者
自己関連付け 個人化	何か良くないことが起こった時、自分に責任がない場合でも自分のせいにしてしまう。または、他人の責任にしてしまう。	私のせいで～ あの人のせいで～

人は、どんな出来事にも意味を求めたがるものです。どんな枠組みに収めるかで、良くも悪くも意味が決まります。つまり、枠組みを変えれば意味も変わる、ということです。Aに支配されることなく、非合理的（否定的）なBを合理的（肯定的）なものに変えることで、結果としてのC（心の健康）が守られることとなります。 【例】『失敗』→『成功の元』

ある種の限られたものの見方にとらわれているとき、ものの見方・考え方を変えたり、視野を広げたりすることを、リフレーミング（枠組みを作り変える）といいます。この練習をしてみませんか？ 『べき』に縛られたり、マイナス思考やレッテル貼りを止めてみませんか？

例えば『頑固』。「あの人は頑固で厄介だ」と思うと、苦勞することが多いでしょう。しかし「意志が強くて最後までやり抜く力がある！」と考えることが出来たら、「その意志の強さを良い方向に活用できないだろうか？」というように次の展開につながるかもしれません。

どんなときも、会話は肯定的な表現で終わる、ということがコツです。リフレーミングの達人になると、人生が変わります。

【Ⅱ】患者を出さない職場作り（予防対策） まとめ

- ・自分や相手のパーソナリティ特性を把握し、理解する。
- ・自他肯定の基本的構え（お互いを尊重する姿勢）を身につける。
- ・コミュニケーションスキルを身につける。
- ・適材適所。
- ・一人ひとりが、ストレスマネジメントを身につける。

最後に

労働者にとって、職場で過ごす時間は決して少なくはありません。その時間をどのように過ごすかは、とても大きなテーマです。ストレスの大半が人間関係にあるということは、人間関係が良ければ、ストレスの大半は無くなるということでもあります。心身共に健康で、心豊かな人生を送るためにも、職場における人間関係がより良いものであることを願ってやみません。本稿が少しでもお役に立てれば幸いに存じます。

メンタルケア研究会・コラソン

コラソン（CORAZON スペイン語で「心」）では、以下のような援助活動を行っております。

○企業向け

管理職のためのリーダーシップ研修
コミュニケーション・スキル研修
メンタルヘルスのためのストレス・マネジメント
従業員のためのEAP（Employee Assistance Program）
→ 企業に出向いたり、コラソンにて実施
復職支援プログラム
対人援助職従事者向けのスキル・トレーニング

○講師派遣

教職員研修会 P T A講演会 民生委員研修会
行政関連（保健師・地域相談員など）研修会

○カウンセリング

- ・個人面接 ・親子面接
- ・夫婦面接 ・家族面接

※最も適切な方法で行います。

○委託相談員（学校・行政・福祉施設）



組合の共同事業と消費税の取り扱い

中小企業組合は、組合員の経済的地位の向上を図るための組合事業として、組合が直接、共同経済事業を行うことにより組合員に貢献する方法と、組合が側面から援助することにより組合員に利益を得させる方法があります。

様々な方法に応じた適正な会計・税務処理が重要であり、今回、組合の共同事業の仕組みに応じた消費税の取り扱い方について解説します。

共同事業の形態によって、消費税の取り扱いが異なりますが、そのポイントは「**資産の譲渡等**」にあります。「資産の譲渡等」の対象がどこにあるのか、その上でどこが課税売上の対象になるのか等を中心に、具体的な事例を交えながら解説します。

【委託販売等の場合の納税義務者の判定】

消費税法基本通達 4-1-3

資産の譲渡等が委託販売の方法その他業務代行契約に基づいて行われるのであるかどうかの判定は、当該委託者等と受託者等との間の**契約の内容、価格の決定経緯、当該資産の譲渡に係る代金の最終的な帰属者がだれであるか**等を総合判断して行う。

〔解説〕

このようなことから、資産の譲渡等が委託販売の方法その他業務代行契約に基づいて行われるものであるかどうかは、

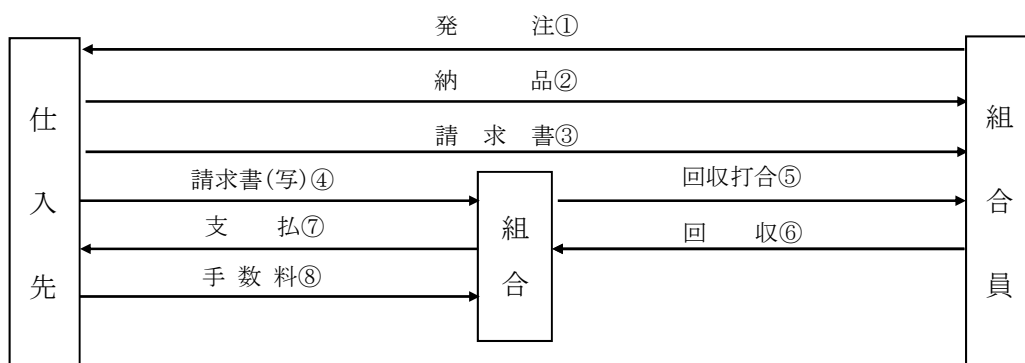
- ① 当該委託者等と受託者との間の契約の内容がどのようになっているか、
- ② 販売価格の決定についての経緯、及び
- ③ 譲渡代金の最終的な帰属者が誰であるか

等について総合的に判断して判定することを本通達において念のため明らかにしたものである。

1. 共同購買事業の会計処理

(1) 支払代行

組合員が、取引条件を決定して商品を仕入れ、組合が仕入先への支払いを代行し、組合員から集金する。



- ・組合が取引条件を決定
- ・取引（品物）は、仕入先と組合員で行われる①②
- ・組合が支払いの最終責任を負担
- ・⑥と⑦は同額
- ・⑧の手数料が資産の譲渡等の対象となる。

【仕訳例】（税抜経理方式）

仕入先から請求書(写)がきたので組合員から集金し仕入先へ支払う。

集金日に

借 方		貸 方	
預金	315,000	支払代行預り金	315,000

支払日に

借 方		貸 方	
支払代行預り金	315,000	預金	304,500
		受取支払代行手数料	10,000
		仮受消費税等	500

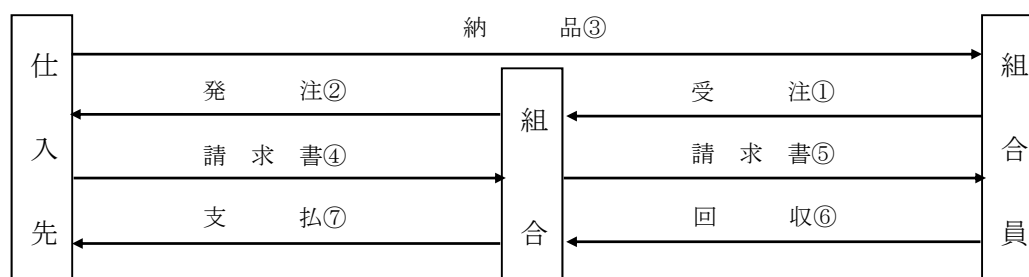
※ 税込経理方式の場合は、消費税を受取支払代行手数料に含め仕訳します。

【消費税の取扱い】

支払代行で組合員から受け取る商品代は預り金の入金であるから課税の対象とはならず、**受取支払代行手数料が課税売上**になる。

(2) 受注仕入

組合員からの受注により、組合が購入者になって仕入先へ発注する。



【仕訳例】

仕入先からの請求受

借 方		貸 方	
仕入	200,000	外部買掛金	210,000
仮払消費税等	10,000		

※ 税込経理方式では、消費税を仕入に含め仕訳します。

組合員への請求

借 方		貸 方	
組合員売掛金	220,500	組合員売上	200,000
		受取購買手数料	10,000
		仮受消費税等	10,500

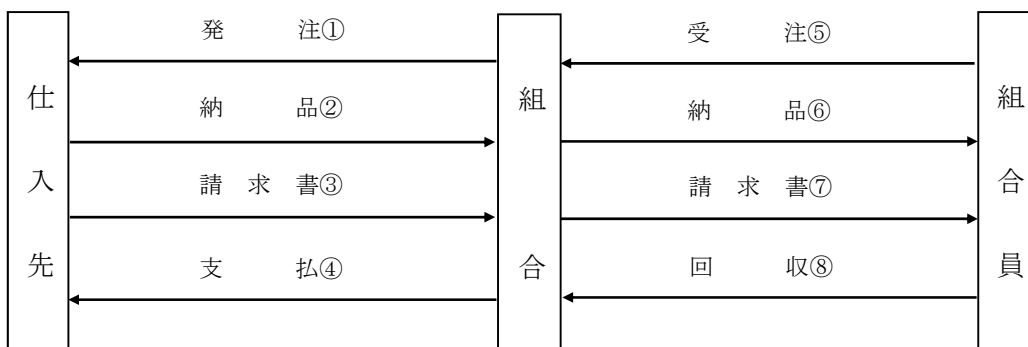
※ 税込経理方式では、消費税を組合員売上に含め仕訳します。

【消費税の取扱い】

組合が仕入れた商品を組合員へ販売するので、商品代の組合員売上と受取購買手数料が課税売上になる。

(3) 見込仕入

組合があらかじめ需要の見込みを行いまとめて仕入れ、組合員からの受注により出荷する。見込仕入は、組合に在庫商品が生じるので、商品管理が必要になる。



【仕訳例】

仕入先からの商品が組合の倉庫に入荷された。

借方		貸方	
仕入	200,000	外部買掛金	210,000
仮払消費税等	10,000		

※ 税込経理方式では、消費税を仕入に含め仕訳します。

組合員へ商品を発送した。

借方		貸方	
組合員売掛金	180,000	組合員売上	150,000
		受取購買手数料	22,500
		仮受消費税等	7,500

※ 税込経理方式では、消費税を組合員売上に含め仕訳します。

【消費税の取扱い】

組合が仕入れた商品を組合員へ販売するので、商品代の組合員売上と受取購買手数料が課税売上になる。

2. 共同販売事業の会計処理

(1) 販売斡旋

組合が組合員と得意先の間で、製品(商品)の売上の斡旋を行う。

【仕訳例】

得意先と組合員との間で売買契約が成立した。

借 方		貸 方	
組合員売掛金	52,500	受取販売斡旋手数料	50,000
		仮受消費税等	2,500

※ 税込経理方式の場合は、消費税を受取販売斡旋手数料に含め仕訳します。

組合員から手数料が入金された。

借 方		貸 方	
預金	52,500	組合員売掛金	52,500

【消費税の取扱い】

受取販売斡旋手数料が課税売上になる。

(2) 委託販売

組合員との間で委託販売契約を結び、組合は商品の所有権を取得せずに得意先へ販売する。

【仕訳例】

得意先との商談が成立したので、組合員から製品を得意先へ納品した。

借 方		貸 方	
外部売掛金	105,000	組合員買掛金	90,000
		受取委託販売手数料	14,400
		仮受消費税等	600

※ 税込経理方式の場合は、消費税を受取委託販売手数料に含め仕訳します。

取引先から製品代が入金された。

借 方		貸 方	
預金	105,000	外部売掛金	105,000

組合員へ製品代を支払った。

借 方		貸 方	
組合員買掛金	90,000	預金	90,000

【消費税の取扱い】

委託販売で得意先から受け取る商品代は、預り金の入金であるから課税の対象とはならず、受取委託販売手数料が課税売上になる。

(3) 買取販売

組合員の製品を組合が買い取り、組合が得意先へ販売する。

【仕訳例】

得意先から注文を受けたので、組合員から仕入れをし、製品は得意先へ組合員から直送した。

借 方		貸 方	
仕入	200,000	組合員買掛金	210,000
仮払消費税等	10,000	外部売上	210,000
外部売掛金	220,500	仮受消費税等	10,500

※ 税込経理方式の場合は、消費税を仕入及び外部売上に含め仕訳します。

組員から製品が組合の倉庫に 100 個入荷された。

借 方		貸 方	
仕入	90,000	組員買掛金	94,500
仮払消費税等	4,500		

※ 税込経理方式の場合は、消費税を仕入に含め仕訳します。

得意先へ製品 80 個を発送した

借 方		貸 方	
外部売掛金	84,000	外部売上	80,000
		仮受消費税等	4,000

※ 税込経理方式の場合は、消費税を外部売上に含め仕訳します。

【消費税の取扱い】

組合が買い取った製品を得意先へ販売するので、**外部売上が課税売上**になる。

3. 共同受注事業の会計処理

(1) 受注斡旋

受注斡旋は、組合が組員の依頼を受け、もしくは組員のために積極的に発注先を求め、組員の取引の成立を図る事業で販売斡旋に類似しているが、販売斡旋が組員の製品を販売するのに対して、受注斡旋は受注をしてから製造するところが異なる。共同受注事業は、受注のため多額な費用を支出することがあるため、受注が確定した時期に組員から手数料を徴収する。

【仕訳例】

受注のための会合費、交通費を支払った。

借 方		貸 方	
共同受注費	200,000	預金	210,000
仮払消費税等	10,000		

※ 税込経理方式の場合は、消費税を共同受注費に含め仕訳します。

得意先から注文があったので組員に斡旋し、得意先と組員との間で契約が成立したので、斡旋手数料を組員へ請求した。

借 方		貸 方	
組員売掛金	231,000	受取受注斡旋手数料	220,000
		仮受消費税	11,000

※ 税込経理方式の場合は、消費税を受取受注斡旋手数料に含め仕訳します。

【消費税の取扱い】

受取受注斡旋手数料が**課税売上**になる。

(2) 一括受注

一括受注とは、組合が取引の主体となり注文を引き受け、組合員に生産・加工・集荷・役務の提供をさせる事業である。

一括受注には、受注工事(製造)をそのまま組合員へ注文し、組合員の責任で完成、納品させる場合と、組合が工事(製造)責任者になり、組合員に工事(製造)を分割して割り当てる場合とがある。

組合員の責任で完成させる場合に、組合の受注価額、取引条件をそのままを組合員へ引き継ぐと、組合は代金回収だけを行うことになる。

【仕訳例】

A組合員の工事(製造)が完了し、B社の検査に合格したので、組合員から直接B社へ納品した。

借 方		貸 方	
受注費	1,000,000	組合員買掛金	1,050,000
仮払消費税等	50,000	外部売上	1,100,000
外部売掛金	1,155,000	仮受消費税等	55,000

※ 税込経理方式の場合は、消費税を受注費及び外部売上に含め仕訳します。

【消費税の取扱い】

外部売上高は課税売上に、受注費は課税仕入になる。

組合が責任を持つ場合は、多くの組合員が工事(製造)に参加できることができる反面、組合としては、組合員が工事(製造)を終わったごとに検査し、手直しの必要あるところは直させたうえで引き渡しを受けることになるので、組合に監督及び検査能力等が必要になる。

従って、組合は受注価額から必要な費用を賄う収益を差し引き、組合員への受注価額を定めることになる。

【仕訳例】

A組合員から工事(製造)が完了したとの報告があったので、検査を行い、引渡しを受けた。

借 方		貸 方	
受注費	800,000	組合員買掛金	840,000
仮払消費税等	40,000		

※ 税込経理方式の場合は、消費税を受注費に含め仕訳します。

C組合員から工事(製造)が完了したとの報告があったので、検査を行い、引渡しを受けた。

借 方		貸 方	
受注費	300,000	組合員買掛金	315,000
仮払消費税等	15,000		

※ 税込経理方式の場合は、消費税を受注費に含め仕訳します。

工事（製品）全部が完成したので、B社の検査を受け、B社へ納品した。

借 方		貸 方	
外部売掛金	1,207,500	外部売上	1,150,000
		仮受消費税等	57,500

※ 税込経理方式の場合は、消費税を外部売上に含め仕訳します。

【消費税の取扱い】

外部売上は課税売上に、受注費は課税仕入になる。

4. 賦課金等収入

賦課金収入における消費税の取り扱い

(1) 判定が困難な賦課金

組合としての通常の業務運営のために経常的に要する費用を組合員に分担させ、組合の存立を図るといふようないわゆる**通常の賦課金は課税対象外**になる（消費基通5-5-3(注)1）。しかし、組合の賦課金は教育情報事業費や福利厚生事業費を賄う場合もあり、組合が存立を図る通常の賦課金と判断しても、組合員には組合から通知がなければ課税対象外であることがわからない。このことからすると、**組合の賦課金のほとんどが判定困難な賦課金に該当するものと思われる。**

(2) 通知が必要

賦課金と、組合が組合員に対して行う役務提供の間に明白な対価関係があるかどうか判定が困難な賦課金について、継続して、**組合が課税売上に該当しないものとして組合員にその旨を通知し、かつ、賦課金を支払う組合員がその支払いを課税仕入に該当しないものとしている場合は、その賦課金は課税対象外となる**（消費基通5-5-3本文及び(注)3）。

組合員への通知としては、賦課金徴収方法を定める議案及び収支予算に、賦課金は課税対象外である旨を記載するとともに、賦課金の請求書、領収書等に課税対象外であることを明記する。また、賦課金が振込みで行われる場合は振込依頼書等振込手続を求める書類に課税対象外であることを記載するなど、賦課金を支払う組合員に周知することが必要である。

【総会議案書への記載例】

経費の賦課及び徴収方法

本組合〇〇年度の賦課金は、次の方法により徴収する。

1. 賦課金の額及び基準

〇〇

2. 徴収方法

〇〇

3. 消費税の取扱い

〇〇〇賦課金は課税対象外として取り扱うから、課税仕入にならない。

△△△賦課金は課税対象として取り扱うから、課税仕入となる。

参加料、負担金についても消費税の取り扱いについて記載する。

【振込依頼書への記載例】

消費税の取り扱い

- 賦課金は課税対象外として取り扱うから、課税仕入れにならない。
- △賦課金は課税対象として取り扱うから、課税仕入となる。

5. 特別賦課金収入

特別賦課金収入における消費税の取り扱い

(1) 特別賦課金収入とは

特別賦課金収入は、特別な事業（例えば 20 周年記念事業）の実施等のために徴収する賦課金を処理する。特別な事業の費用等が少額な場合は、特に特別賦課金として徴収せず、通常の賦課金のなかで賄うことが多い。

また、組合会館建設あるいは共同施設設置のときにその施設の減価償却費や、その施設建設資金として借り入れた借入金の利子等の費用を組合員へ負担させる方法として、負担金を徴収することがある。負担金は施設を利用する組合員にその費用を負担させるのに対して、特別賦課金は全組合員に施設の費用を賦課するところが異なる。

(2) 消費税の取扱い

- ① 共同店舗の施設維持・管理費（減価償却費を含む。）を、組合員が営業を行っている専有区画の面積に応じて算定して徴収する特別賦課金は、店舗利用料の性格があるものとして、**課税売上**になる。
- ② 創立○○周年記念事業実施のため、徴収する特別賦課金は、明白な対価関係があると認められないので、**課税対象外**になる。
- ③ 組合会館建設のための負担金として、徴収する特別賦課金は、明白な対価関係があるかどうかの判定が困難であるから、継続して、組合が課税売上に該当しないものとして組合員にその旨を通知し、組合員が課税仕入に該当しないものとしているときは、組合は**課税対象外**になる。



最近の労働関係法令の改正について

我が国の企業を取り巻く労働環境は、労働力の高年齢化、女性の職場進出、パートタイマーの増大等、年々変化しており、このような変化に対応した労働関連の法令が随時改正されています。

企業において、雇用・労働問題はごく身近なものであり、労働関係の法令について、その内容を認識し、適正に遂行することが求められています。

そこで今回は、ここ最近見直された主な内容について掲載いたします。

I 労働基準法

外貌にやけどや傷跡等が残った場合の障害等級が見直されました

◆ 障害等級の見直し

業務災害又は通勤災害により外貌（頭、顔、首など日常的に人目に付く部分、外見）にやけどや傷跡等が残った場合の障害認定を行うにあたっては、従来、障害の程度が同じであっても、障害等級については、男性は女性よりも低く評価されていましたが、改正により、この男女間における評価の格差が解消されました。具体的には、従来、男女別とされていた障害等級について、**男性の等級を女性のそれに引き上げる**ことによって、障害の程度に応じ、男女ともに同一に評価することとされました。

脳・心臓疾患、精神障害が例示疾病に追加されました

◆ 業務上の疾病の範囲（例示疾病）の見直し

新たな医学的知見の公表等の状況、疾病の発生状況等を踏まえた専門検討会の報告書に基づき、業務上の疾病の範囲を定めた労働基準法施行規則別表1の2が改正されました。

今回の改正では、従来は例示疾病としていなかったものの、認定基準等に基づき補償の対象としていた次の疾病を、例示疾病に追加しました。

【例示疾病に新たに追加された疾病】

- ① 過重負荷による脳・心臓疾患 ←（追加）
- ② 心理的負荷による精神障害 ←（追加）
- ③ 石綿によるびまん性胸膜厚・良性石綿胸水
- ④ 電離放射線による多発性骨髄腫・悪性リンパ腫（非ホジキンリンパ腫に限る）
- ⑤ 塩化ビニルによる肝細胞がん

※ 上記のほか、例示疾病の一部（上肢障害関係）の内容が「電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」に改められました。

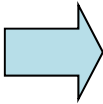
Ⅱ 労働安全衛生法

小規模事業場において労働者の健康管理等を行う者について改正されました

◆ 産業医に関する改正

産業医の選任義務のない小規模事業場（常用労働者数 50 人未満の事業場）においては、「一定の者」に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならないこととされていますが、この「一定の者」について、次の改正が行われました。

【小規模事業場において健康管理等を行う者】

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ① 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師 ② <u>地域産業保健センター事業の実施にあたり、備えている労働者の健康管理に必要な知識を有する者の名簿に記載されている保健師</u> 	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師 ② <u>労働者の健康管理等を行うに必要な知識を有する保健師</u>

Ⅲ 雇用保険法

一部の届書について光ディスク等を利用した手続きが可能となりました

◆ 届出に関する改正

従来、事業主が提出すべき届書のうち、フレキシブルディスク（フロッピーディスク）による提出が認められていたのは、被保険者資格取得届のみでしたが、改正により、被保険者資格喪失届及び被保険者転勤届についても、これが認められることになりました。

また、これらの届出については、光ディスク等（CD-ROM、DVD-ROM 等）を利用した手続きを行うことも認められることになりました。

【届出に関するまとめ】

届出の種類		提出期限	光ディスク等による手続きの可否
被保険者に関する届出	被保険者資格取得届	翌月10日まで	○
	被保険者資格喪失届		
	被保険者転勤届		
	被保険者休業開始時賃金証明書	翌日から起算して10日以内	×
	被保険者休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書		
	雇用継続交流採用終了届		
	被保険者氏名変更届	速やかに	

IV 労働保険徴収法

保険関係成立届を提出した事業主に係る情報を公表する制度が創設されました

◆ 事業場の適用情報等の公表制度の創設

厚生労働大臣は、保険関係成立届を提出した事業主に係る次の情報を、インターネットを介して公表するものとされました。これにより、労働者、求職者等がインターネットを介して事業場の労働保険（労災保険及び雇用保険）の適用状況を把握することができるようになりました。

【情報内容】

- ① 事業主の氏名又は名称
- ② 事業主の住所又は所在地
- ③ その事業が労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業であるか否かの別（保険関係成立届の記載事項に関して変更の届出があったときは、その変更後のもの）

V その他労働関連法令

1. 雇用対策法

卒業後少なくとも3年間は新卒者の採用枠への応募が可能となりました

◆ 青少年雇用機会確保指針の改正

新卒者の就職環境が厳しい状況になっており、いったん学校を卒業すると新卒枠への応募機会が極めて限定されることから、既卒者の就職環境もより厳しさを増している状況にあります。こうした状況に対応するため、雇用対策法に基づくいわゆる青少年指針（青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針）が改正され、新たに次項の①～③の事項が追加されました。

【追加項目】

- ① 事業主は、いわゆる新卒者の採用枠に、学校等の卒業者が**学校等の卒業後少なくとも3年間は応募することができるもの**とすること。
- ② 事業主は、青少年が**ジョブ・カード制度**を活用して職業能力の開発及び向上を図る場合には、安定した職業に就く機会を提供すること。
- ③ 事業主は、青少年の希望等に応じ、青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために必要な情報の提供、職業生活設計及び職業訓練の受講等を容易にするため相談機会の確保その他の援助を行うこと。その際には、青少年自らの取組みを容易にするため、**職業能力評価基準(※)**等を活用すること。

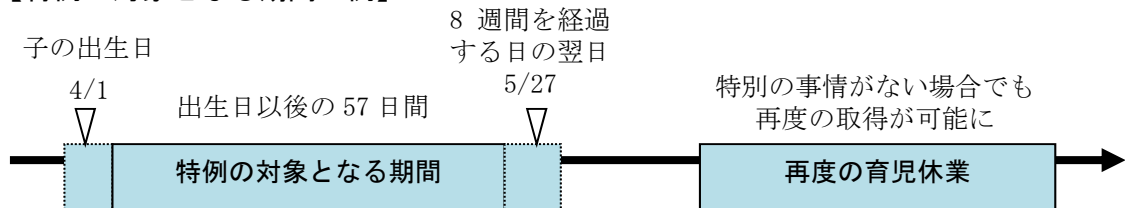
2. 育児・介護休業法

仕事と子育ての両立支援等を一層進めることを目的とした改正が行われました

◆ 出生後8週間以内の育児休業に関する特例

労働者（父）が子の誕生日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に、育児休業（通称「パパ休暇」）を取得した場合には、特別の事情がないときでも、当該労働者は、再度同一の子について育児休業の申出をすることができることとされました。

【特例の対象となる期間の例】



◆ 育児休業の再取得等に係る「特別の事情」の範囲の拡大

従来から、「特別の事情」がある場合には、労働者は、再度の育児休業申出をすることができることとされていますが、前記の改正に伴い、この「特別の事情」に次の項目⑤⑥が追加されました。

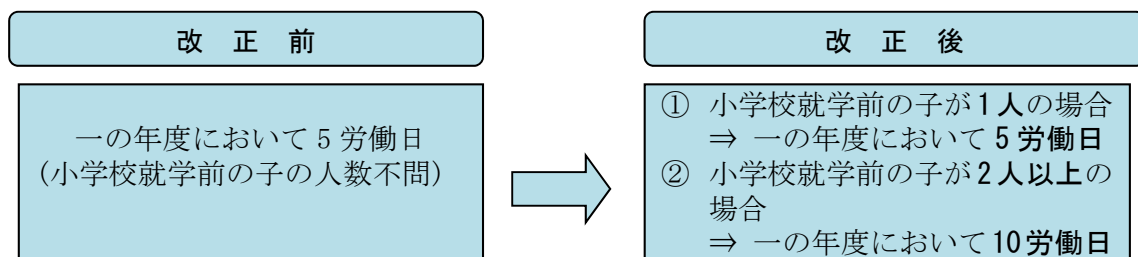
【追加項目】

- ① 育児休業の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要する状態となったとき
- ② 育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき

◆ 子の看護休暇の拡充

改正により、小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合には、一の年度において10労働日を限度として、子の看護休暇を取得できるようになりました。なお、子が1人の場合の限度日数は、従来どおり、一の年度において5労働日です。

【子の看護休暇の限度日数】



◆ 子の看護休暇の取得目的の拡大

子の看護休暇の取得目的は、従来は、「負傷し、又は疾病にかかった子の世話」を行う場合に限定されていましたが、今回の改正により、次の②が追加されました。

【追加項目】

- ① 子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合

かごしまのプロフェッショナル 「自動車板金塗装一筋 社会の礎に」

—有村則男 氏—

(有限会社マイカーボデー有村 代表取締役)

鹿児島県自動車車体整備協同組合理事長・日本自動車車体整備協同組合連合会会長として業界発展のために多忙な日々を送っている有限会社マイカーボデー代表取締役の有村則男氏。

今春には、45年余の長期に亘り、自動車板金塗装一筋に専念し、業界振興に寄与したことにより「黄綬褒章」を受賞され、その功績が大きく称えられた。

今回は、現代の名工であり、組合の発展にも尽力している有村則男氏にお話を伺った。

➤ この道に入ったきっかけ

私が中学生の時、自転車で車に接触してしまい、その車の修理代が3万円かかると言われました。今なら30万円～40万円の大金。帰ってからそのことを親に話すとひどく怒られました。当時農家だった我が家に3万円なんてあるはずがない。

私が寝床に入っていると、親父とおふくろの話し声が聞こえるんです。「まいったな、修理代どけんすっかね。じゃっどん則男が生きていただけでもありがてが。借金してでも返すっが」と……。

あの時ですね、親孝行をしようという思いとともに、「板金屋って儲かるんだ。一番の板金屋になってやろう」と思ったのが……。

今になっても、あの時の親父とおふくろの話しは忘れられませんね。今日まで、大変なことや困難なことがあった時には、なぜかあの夜の二人の会話が思い出されます。あの出来事が、私の仕事だけではなく、人生の原点になっているのは確かです。

■ 有村則男（ありむら のりお）

昭和25年生まれ 日置市吹上町出身

鹿児島県立吹上職業訓練所卒業後、鹿児島トヨタ自動車㈱に入社。働きながら、鹿児島県立鹿児島西高等学校夜間部へ通い、21歳で卒業。昭和48年に「マイカーボデー有村」を創業。平成11年5月～鹿児島県自動車車体整備協同組合理事長、平成23年6月～日本自動車車体整備協同組合連合会会長、平成21年「現代の名工」受賞、平成23年「黄綬褒章」受賞



有村則男 社長

➤ 資格がものをいう

板金屋になろうと決意した私は、中学校卒業後、すぐに地元の職業訓練所に入り、その後、鹿児島市の自動車会社に就職、車体整備の基礎を学びました。同時に、一般常識も勉強する必要があると思い、働きながら夜間高校に通いました。

早く創業したいという目標があったので、あらゆる仕事や勉強に対して意欲的に取り組みました。人間はやはり目標を持つことが大切です。目標があればそれに向かって頑張っていく。

そして、昭和 48 年に、念願であった独立を果たし、マイカーボデー有村を創業しました。創業後は、一心不乱に働きました。

働くうちに強く思ったのが、自社が他社との差別化を図るために必要なことは、資格を取ることだということに気がきました。個人もそうですが、私は能力

があるとか、できる人間だといくら口で言っても、証明するものがないと他人は信用しない。客観的にみて、その会社・人を評価するものは資格だと思いました。それから、いろいろな資格取得に挑戦しました。その結果、現在では、「一級工場板金技能士」、「打ち出し技能作業一級技能検定」、「職業訓練指導員免許」、仕事には関係のない「一級小型船舶操縦士」等も含め、約 30 の資格をもっています。

「資格がものをいう」、我が社の従業員をはじめ、車体整備(協)青年部のメンバーにもたくさんの資格取得を目指して、自己研鑽に励むよう激励しています。



認証工場 (有)マイカーボデー有村



事務所に飾られている数々の資格

➤ 仕事にとって重要なこと「技術力向上」

仕事を行ううえで最も重要なことは技術力の向上だと思います。様々な分野でいろいろな製品が進化する中、本業界においても技術力の進歩がなければ生き残ることはできません。

そうした中、昔から目標にしていた「現代の名工」(平成 21 年受賞)に選ばれたことは、とても光栄なことでした。

私が若い頃は、「技術は盗んで覚えろ」と言われた時代であり、先輩から直々に教わるのがあまりなく、また、自分の技術は表に出さないという風潮がありました。しかし私自身、自分の技を人に見てもらい、評価してほしいという気持ちがあり、自社工場を建設する際には「見せる工場」として、道路から、工場の作業の様子が見えるように建設しました。



従業員に技術指導する有村社長

県内外における同業者の仲間や後継者等から、講師・指導者としての要請がありますが、技術の伝承を広く行っていかなければならないとの思いから、今でも各地を飛びまわっています。

ハイブリッドカーの普及をはじめ、近い将来には、必ず電気自動車が主流になってきます。こうした時代の変化とともに、技術力の向上を図っていくことが基本であり、最も大切なことだと考えます。

➤ 子育てと地域活動

私には3人（男2人、女1人）の子供がいますが、約2年前に、長男が我が社に入社し、後継者として期待しています。

子育ては大いに楽しみました。子供が受験を迎える際には、「お前達も頑張るから、俺も何かひとつ頑張る」と、菜の花フルマラソンの完走を宣言しました。仕事が終わってから、毎日練習し、正月も走りました。いつの間にかジョギングが趣味になっていましたね。

また、息子が中学の頃、服装が乱れかかった時には、「父ちゃんはPTA会長になる。そうしたら悪い事ができんやろ」と、PTA会長を務めました。私の経験上、PTAの役員とかは、絶対にやった方がいいですね。人間成長につながります。いろいろな父兄達と接することによって、すごく勉強になります。

また、地域の行事にも昔から積極的に参加しています。先日も吹上地区の各集落で実施する盆踊り実行委員長を担いました。

地域において大人や子供達とふれあうことは素晴らしいことです。特に、我々の仕事は、地域から愛されなければなりません。サラリーマンにとっても、仕事以外の事で精力を傾けることは大切なことです。

これからも地域とともに歩む企業を目指していきたいと思っています。



後継者の有村俊彦氏



吹上町の夏祭り

➤ リーダーとして大切なこと

私が中学生の時、父から育ててみるよう、小牛一頭を与えられました。毎日世話をしていると、情が移りかわいかったですね。ある日、私が遊びほうけて、牛への食事を忘れて帰ると、父から「お前も食事ぬきだ」と怒られたことがありました。

父は私に牛の世話をすることで、愛情というものを教えたかったのだと思います。

私は現在、一企業の社長であり、鹿児島県自動車車体整備(協)の理事長や日本自動車車体整備(協連)の会長等を務めています。そのリーダーとして、大切なことは愛情だと考えています。ただ厳しくし、強引に引っ張っていても人はついてこない。そこに愛情がなければ……。ついてこれない人はついてこなくていいというものでは決してない。従業員の出入りの激しい会社が活性化するわけがないと考えています。

それから、適材適所が大切ですね。そこには人を見る目が求められる。誰しも得意・不得意があり、その人に合ったポジションに配置することが大切です。

企業や団体のトップである私の役割は、従業員や会員の方々をやる気にさせること。やる気にさせ、その人の持つ能力を思う存分発揮させてあげることが重要なことだと常に思っています。

➤ 今後の業界のあり方

今年6月に、日本自動車車体整備(協連)の会長に就任しました。正直、大変な時期に就任したと感じています。丸山憲一前会長は、22年の長期に亘り会長を務めてこられましたが、その後ということでも少々戸惑っているところもあります。



道路沿いに立地する「見せる工場」



工場で働く従業員

組合員の総意をまとめ、新たな方向性を打ち出しながら、躍進していければと思っています。

特に喫緊の課題は、「自動車車体修理業の認証制度」についてです。「認証制度」が、自動車の安全性や国民利益に寄与することは確実であり、今後十分に検討していくつもりです。

車体整備業界のあり方について、皆で知恵を出し合い、よい方向に向かっていけるよう精一杯尽力していく所存です。

Never Give Up! 元気を出そう! がんばれ中小企業

ヒントは仕事の足元にある 「においを食べる水」開発 — 有限会社新和建设工業 —

垂水市の土木工事業「有限新和建设工業」が、微生物の働きを応用した消臭剤「においを食べる水」を開発し、安全面・環境面とも優れた商品として今注目を浴びている。平成 22 年度の鹿児島県「トライアル発注制度」の対象製品にも選ばれた。

今回は、公共工事が減少する中、異分野参入へ挑戦する同社の代表取締役社長である篠原和郷氏にお話を伺った。

➤ 独学で研究・商品化

当社は、地盤改良工事を主体とした一般建設業者ですが、10 年程前、鹿児島県から受注した「ため池工事」を行う際、長年蓄積されていたヘドロの悪臭がひどく、何とかこの問題を解消できないかと考えました。

そこで、山歩きした際に目にした動物の死骸は微生物が分解を行うため、においがしないことに注目。

図書館に通う等、休日や仕事の合間に関係資料を読

みあさり、化学合成成分を使わない環境にやさしい消臭法の研究に着手し、数千回に及ぶ実験を重ねた結果、約 7 年かけて一般家庭でも使用できる「においを食べる水」の製品化にこぎつけました。

当製品は、納豆菌やイースト菌、乳酸菌等を配合し発酵培養させた水溶液です。嫌なにおいの元になる菌の悪臭成分を培養した微生物が分解・中和する、いわば微生物に食べさせるのがミソで、化学物質は使わず、3 次培養することでほぼ無臭にしています。

「私はモノづくり大好き人間、この製品を作っているうちに面白くてやめられなくなった。公共工事激減で本業が厳しくなる中、これに賭けたい」と意気込む。



篠原和郷 社長

■ 有限会社 新和建设工業

(1987 年 1 月設立)

- 業務内容：一般建設業、地盤改良工事、土質試験消臭剤の製造販売
- 所在地：鹿児島県垂水市田神 1858 番地 Tel 0994-32-0333、FAX 0994-32-1185
E-mail: info@niotabe-w.com URL: http://niotabe-w.com

➤ こんな製品です

「においを食べる水」は、環境浄化微生物が悪臭成分を分解する安心・安全な消臭剤です。環境浄化微生物は、人が食べても安心な成分を発酵培養して生まれました。化学合成成分は一切添加していないので、安心して使用できます。

また、一般的な消臭剤と違い、いやなにおいを香りでカバーするのではなく、悪臭成分を環境浄化微生物が分解して消臭するので、消臭後も人工的なにおいが残りません。無香料なので、香りが苦手な方にもお勧めです。

製品には、「室内消臭用」(部屋・靴・ペット等気になる所へスプレーして消臭)、「生ゴミ消臭用」(生ゴミバケツ・三角コーナー等へスプレーして消臭)、「洗濯消臭用」(洗濯槽へキャップ 1~2 杯入れる)の 3 種類があります。



においを食べる水



室内の消臭に使用

➤ 様々なところで使用されています

「においを食べる水」は、鹿児島県の経営革新計画に承認され(平成 21 年 12 月)、平成 22 年度「トライアル発注制度(県内の中小企業が開発した製品を県が試験的に発注し、受注幾会の拡大を図る制度)」の対象商品にも選定されています。商標登録は、平成 23 年 4 月に取得しました。

使用先としては、一般家庭や個人はもちろんのこと、クリーニング店や丸洗いでできないパイロットのヘルメット用として海上自衛隊鹿屋航空基地、ソマリア沖海賊対策で派遣されている海上自衛隊で使用されています。また、警察署や行政機関等、様々な機関で使用されています。



生ゴミの消臭に使用

現在は、垂水市環境センターと共同研究し、浄化槽の消臭に関する実験にも取り組んでいます。油分を分解し、臭いの原因菌も減少させ、河川への放流時の水質改善を図るものです。

また、この「においを食べる水」が、アトピーや皮膚のかゆみ、増毛にも効果があることが分かり、将来的には薬事法の取得も考えています。

➤ 地域活性化への想い

製造現場では、すべてが手作業で、発酵培養は私自らで行っています。

「においを食べる水」は、ネットショップ(1ℓ 2,100円)と、当社での現物販売(1ℓ 1,000円)のみで、今後も小売店等での販売は考えていません。

なぜなら垂水市を活性化したいという町おこしの想いからです。製品を購入していただくの

なら、我が社にご来店いただき、そして、垂水市を観光していただく。垂水には「猿ヶ城溪谷」、「高峠公園」等といった多くの観光名所があります。これまで鳥栖市や宮崎市からもお越しいただけていますが、当社が地域の活性化に貢献できればと思っています。

また、これからも広告宣伝は行わず、口コミ中心でやっていこうと思っています。それだけこの製品に対する自信をもっています。一度使用していただければ、ほとんどの方がリピーターになるだろうという自信があります。

なお、去る9月4日に鹿児島県中小企業団体中央会が開催した「組合展示会」に出展した際、中央会が、同じく出展していた鹿児島県漬物商工業(協)と引き合わせていただきました。そして先日、漬物商工業(協)のメンバーと、中央会主催による「異分野連携交流促進会議」を開催し、有意義な取り組みができました。今後もこうした異業種との連携にも積極的に取り組んでいきたいと考えています。



完成前の商品を貯蔵しているタンク室

➤ ピンチはチャンス

ここ数年、建設業界は公共事業の削減等で景気低迷しており、農業等の異分野に参入する業者も少なくありません。こうした中、「においを食べる水」の開発の動機が、請負工事からだったことを考えると、「一気に業種転換を図るよりも、今の仕事の足元にこそビジネスチャンスが潜んでいると思います。」よく「ピンチはチャンス」だと言いますが、まさにそのとおりで、私は過去の経験から困った時にこそ、ラッ



社長を支える篠原基郷専務取締役

キーだと思えるようになりました。

大切なことは諦めないことです。物事には必ず打開策はあります。だから諦めないこと、何度失敗しても諦めずに頑張っていけば道は開けます。そして、企業経営が順調な時にこそ、次の展開を考えて準備しておくことが必要だと思います。

これからも諦めずに、企業活動と地域貢献に取り組んでいきたいと思っています。

『創業・起業・経営革新セミナー』

10月12日(水)、鹿児島市の「ホテルパレスイン鹿児島」にて、「創業・起業・経営革新セミナー」を開催した。今回は、「事例に学ぶ起業と経営革新～共同経営による起業と支援策の有効活用～」と題し、大分県で事業を展開する「企業組合オフィスケイ」代表理事の栗屋しのぶ氏が講演を行った。

● 起業の経緯

学生時代に東京のホテルで4年間アルバイトをした経験から旅行関連業に興味を持った。卒業後、大分の地元ホテルに就職し、外国人旅行客の予約業務を担当した。出産を機に退職したが、子育てが一段落したため、旅行業務取扱管理者の資格を取得し、旅行会社に勤務した。当時の旅行業界は代理店を増やすことを戦略としていたことから、周囲の勧めと自宅1階が空き店舗になったのを機に、平成14年に独立を決意した。



● 企業組合を選択

当時4人の仲間がいたこと、共同運営で不安やリスクを分散できること、設立手続きの一切を大分県中央会が支援してくれること等から企業組合による設立を選択した。

独立時に他の3人の資金が足らず、一部を用立てした。このことがつまづきの発端となった。また、各人の営業適性や事務処理能力の不足など、企業として不足する部分が露呈したが、仲間意識からこれらを強く指摘・改善することができなかった。その結果として、当人が傷つき脱退していくことになり、組合は崩壊の危機に至った。

● 支援による組合の再構築と経営革新への取り組み

解散も覚悟し、中央会に相談したところ、諦めず支援策を活かし再構築に取り組むよう励まされ、もう一度挑戦することを決意した。全国中央会の支援事業を紹介され、県外から大分への旅行プランを喚起する着地型旅行とこれに対応するHP再構築を提案し採択された。自信を取り戻したことで新たな組合員の受け入れや金融機関等の支援も得ることができ、組合を再構築することができた。

我が国においてもバリアフリー旅行の必要性和潜在性を意識するようになり、障害者等が大分への旅行を通じて元気になれるバリアフリー旅行による経営革新の認定を受け、障害者へのサポートができるツアーコンダクター等の育成に取り組んでいる。現在、ヘルパー2級資格保持者や手話通訳経験者が、資格や経験を活かした旅創りに励んでいる。

今後は、組合経営に関しては馴れ合いを排除すること、専門家に頼る部分は臆せず支援機関を活用すること、バリアフリー旅行部門は専門性に長けた組合員に任せるなど、共同経営のメリットと組合支援策を活かした組織強化に努めていきたい。

講習会は、講師自らの組合運営の経験を基に、失敗の要因やエピソードを交え、経営の要点を語り、受講者はそれらの中からヒントを得るため熱心に耳を傾けた。質疑応答では創業の心構えや地域資源の活用に関する質問があり、適宜アドバイスを受けた。

■ 企業組合オフィスケイ

代表理事 栗屋しのぶ

主たる事業：旅行業（大分県知事登録旅行業第2-164）

所在地：大分県別府市野口元町12-31 TEL. 0977-21-5135

『異分野連携促進事業』

今年度本会では、異分野の組合・企業等との連携により相互に経営資源を補完し、高い付加価値を実現する取り組みを支援する「異分野連携促進事業」を実施しています。その事業の一環である「交流促進会議」、「中小企業テクノフェア in 九州 2011 出展」について紹介します。

①『交流促進会議』

今年度本会で実施している「中小企業組合等異分野連携促進事業」の一環である「交流促進会議」を10月1日（土）に、鹿児島市の「ホテルレクストン鹿児島」にて開催した。

本会議は、以前から漬物残さの悪臭に困っていた漬物業界と、「においを食べる水」を研究開発した有限会社新和建設工業との連携により、その課題克服と新たな販路拡大を研究するものであり、鹿児島県漬物商工業協同組合と有限会社新和建設工業を対象に、「においを食べる水を使った漬物残さによる悪臭防止策」をテーマに行われた。

(有)新和建設工業篠原和郷社長が、研究開発に至った経緯、製品の消臭効果、導入事例等を説明した後、意見交換を行った。

意見交換では、賞味期限、漬け込んだ漬物に当商品を入れても問題はないのか、市販の消臭剤との違い等、具体的な意見が出された。今後、希望のあった組合員工場にテストケースとして「においを食べる水」を導入していくこととなった。

②『中小企業テクノフェア in 九州 2011 出展』

ものづくりに積極的に取り組む中小企業が、自ら培った技術力による優秀な開発製品や技術を一堂に展示実演することによって、新たな販路開拓や需要創造のビジネスを促進することを目的とした「中小企業テクノフェア in 九州 2011」が、10月12日～14日まで、北九州市の「西日本総合展示場」で開催され、本会からも出展した。

本テクノフェアの出展数は41企業（団体）、同時に「エコテクノフェア」も開催され（出展数94企業（団体））、各社とも自社のPRや商談に積極的に務める等、終始熱気あるフェアであった。

鹿児島県中小企業団体中央会ブースでは、今年度、実施している異分野連携促進事業の一環として、「異分野連携相談コーナー」を設置し、異業種との連携を考えている企業へのアドバイス等を行った。

また、鹿児島県からは、テクノフェアに、有限会社増田豊店が「世界初の初心者用柔道畳開発」をテーマに、エコテクノフェアには、株式会社ビルメン鹿児島が「近未来型小型風力発電機開発」をテーマに出展し、終始来場者で賑わっていた。



●鹿児島県最低賃金が時間額 647 円に！

【鹿児島県最低賃金が平成 23 年 10 月 29 日より時間額 647 円に改正されました。】

鹿児島県最低賃金 (地域別最低賃金)	最低賃金額	効力発生日
	時間額 (円)	
	647	平成 23 年 10 月 29 日

- 鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、別に定める特定最低賃金（産業別最低賃金）の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。※
- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - (2) 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - (3) 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 - (4) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ※ 以下の産業は特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。
 （現在の金額は次のとおりですが、今後の金額については、審議中です。）
 - ◆ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業：時間額 692 円
 - ◆ 百貨店、総合スーパー：時間額 672 円 ◆自動車（新車）小売業：時間額 710 円

【問い合わせ先】

鹿児島労働局・労働基準監督署 最低賃金テレホンサービス (Tel 099-223-8881)

●労働保険の加入はお済みですか ～11 月は「労働保険適用促進強化期間」です～

たとえ一人でも労働者を雇用している事業主の方には

労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

- 労災保険は、業務や通勤が原因でケガや病気になった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための国の保険制度です。また、雇用保険は、労働者の方が失業した場合に、失業手当等を給付したり、再就職を促進する事業等を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るための国の制度です。
- 事業主が故意又は重大な過失により、労災保険の加入手続きをしていなかった期間中に労働災害が発生し、労災給付を行った場合には、労働保険料がさかのぼって徴収されるほか、労災給付に要した費用の全部又は一部が徴収されます。
- まだ加入手続きがお済みでない事業主の方は、今すぐ最寄りの労働基準監督署又はハローワーク（公共職業安定所）で加入手続きしてください。
 なお、労働保険事務組合又は社会保険労務士に加入手続きを依頼することもできます。

【問い合わせ先】

鹿児島労働局労働保険徴収室 (Tel 099-223-8276)

鹿児島県内の業界情報

(平成 23 年 9 月情報連絡員報告)

製造業

味噌醤油製造業

朝夕幾分涼しくなってきたものの、需要の回復には、まだまだ険しい状況が続いている。

酒類製造業

(平成 23 年 8 月分データ。単位 k0・%)			
区分	H22. 8	H23. 8	前年同月比
製成数量	5,920.0	5,095.6	86.1
移出数量	県内課税	4,099.9	4,366.3
	県外課税	5,312.9	5,388.1
	県外未納税	3,991.6	3,325.8
在庫数量	231,350.2	219,334.7	94.8

漬物製造業

生大根は月末くらいから受注が多くなり好調。

蒲鉾製造業

今年の9月は台風が四国、中部、関東方面に接近、上陸し、船が一日中欠航となり関東方面に出荷できない日があった。新幹線効果で県外の旅行者が増えてはいるが空港の利用客が減少している。市内の売上は5%の伸び、全体でプラス3%。昨年が悪かったので下げ止まり感がある。

鯉節製造業

原価(生値)が高く(170円/kg)なっている。また鯉節にちょうどよい大きさの原料の入荷が少なくなった。雑節を扱う企業はまだ良いが、鯉節専門のところは非常に厳しくなっている。

菓子製造業

新幹線効果の好影響を受けている一部の店以外は相変わらず厳しい状況にある。

本場大島紬織物製造業

平成 23 年 8 月の検査反数は 652 反で、前年対比 90.6% (マイナス 68 反) となった。

木材・木製品製造業

8~9月にかけて杉原木相場が強含みで動いているなかで、先行き出材増の見方が広がり現相場が維持できるかどうか。大方の見方は強含み保合で推移するのでは。一方、製材製品の買い意欲は強いものの、入荷薄のため良い緊張感で銘柄によってはジリ高となっているが、地元は本来の需要とまではならず、先が読みづらいといったところ。

木材・木製品製造業

国の8月の新設住宅着工戸数は約8万2千戸数と前年同月比で14%増である。本県の住宅着工戸数も、概ね前年度を上回る着工戸数である。これらの増加現象は、消費者マインドが戻ったのか、それとも住宅ローンの金利優遇策の期限が迫ったことなどの前倒しによる駆け込み需要が後押ししたのかどうかは定かではない。けれども、全国の増加は5ヶ月連続である。本県においてもプレカット工場等仕事が増えているという声も聞く。東北地方も損壊した住宅を再建する動きもあり今後の動向に注目したい。

生コンクリート製造業

出荷量は対前年比 86.7%の 128,206 m³、特に減少した地域は、鹿児島、指宿、垂水桜島、南隅、種子島、屋久島、奄美大島、奄美南部、甌島、沖永良部、喜界島、特に増加した地域は、加世田、串木野、出水、大隅であった。官公需は対前年比 82.6%の 69,620 m³で、民需は対前年比 92.0%の 58,586 m³であった。今月は官公需、民需ともに減少したが、特に官公需の対前月比が大きく減少し官公需に依存する離島への影響が大きい。

コンクリート製品製造業

9月度の出荷トン数は9121トン。前年度同月比111.0%であった。出荷量は大隅地区、奄美地区を除く全地区において増加した。9月度の受注については減少となった。

機械金属工業

特段の変化は見られない。

仏壇製造業

海外輸入仏壇内訳(主たる輸入国:中国、ベトナム、タイ等)。平成 23 年 6 月 27,265 本 7 月 24,223 本 8 月 28,829 本 2011 年累計 185,436 本。

印刷業

多くの事業所が上半期を終える9月、いずれも厳しい状況の中で今年度の半期を締め、打開策を見つけながらの下半期となりそうである。東京ビッグサイトにて開催された、「印紙機材展」と同時開催された「全印工連フォーラム」でも、打開策を見つけるための様々な勉強会が行われた。

非製造業

卸売業

夏物衣料で苦戦した繊維関連は、秋・冬物になって前年並みの売上で推移している。建設、自動車関連の売上は、やや波があるものの前年並みは確保された。卸売業としての先行き景況には、依然として停滞感が漂っている。

中古自動車販売業

依然として非常に厳しい。新車の供給が回復しつつあり、若干ではあるが動きが出てきた。今後を期待したい。

青果小売業

前月比 102.2%、前年同月比 95.4%

農業機械小売業

今年は台風が次々発生したが、一部地域を除いて現在のところ稲の生育は良好である。温暖化によって農業関連商品も変化してきており、靱を保管する保冷庫が米の収穫に合わせ、かなり人気があり注文が多い。病害虫の被害も今年はなく実りの秋となっている。

石油販売業

原油価格は、低下傾向にあり、小売価格も下げ基調にある。問題は、販売量がここ7ヵ月連続で前年割れとなっており、深刻な内需減退に陥っている。

鮮魚小売業

築地市場の冷凍魚の卸値上昇が続いている。東日本大震災に加え、米国、中国をはじめ新興国の旺盛な買い付け攻勢が国内相場に反映しており、円高でも海外産地の魚値が高騰しているため、まったく恩恵はないとのこと。鹿児島でも冷凍魚が少なくなり、その影響が出始めている。

商店街（霧島市）

小売店の9月の消費者購買動向は相変わらず厳しい状況にあるようだ。しかし、飲食店においては既存の事業所が新規の店舗を増やしたり、店舗拡大をするなど業界全体が一概に景気不振とは限らない。10月、11月、中心市街地を中心に組織されている「こくぶ通り会連合会」は様々なイベントを予定している。

商店街（薩摩川内市）

人通りが少ない。月初めは売上が少なかった。

商店街（鹿児島市）

九州新幹線効果は、物販には及ばなかった。9月前半、セールの影響で売上増にはなったが、客単価が下がり資金繰り悪化を口にする店主が増えた。また、9月は市街地における桜島の降灰量が多く、客足の減少が目立った。

商店街（鹿屋市）

先月オープンしたラーメン屋と新ビル飲屋街に続き、今月よりショー舞台を備えた居酒屋が開店する。10月には地域商店街合同の「とっておきの音楽祭」が開催されるがステージで新開店の居酒屋を使用する計画である。

サービス業（旅館業／県内）

今月は、連休を中心に全般的に宿泊が好調だっ

た。昨年から低迷が続いていた霧島方面も徐々に回復しているようだ。

旅行業

昨年は景気の落ち込みで旅行手控えがあったが、東日本大震災の影響で関東・関西地区の旅行者が九州・沖縄方面へ流れてきた。特に、今年は天候に恵まれ、家族旅行等が奄美・屋久島地区等離島への申し込みが増加した。9月の集客状況は前年比 109.99%であった。

建築設計業

8月公共工事動向によると、請負金額・請負件数とも前年同月より4~5%の増であったが、4月からの累計請負金額は9%減で、依然として低水準となっている。東日本大震災は、現地に生産ベースを置く大手メーカーに甚大な影響を及ぼし、流通機能がマヒしたことで需給バランスが崩壊したほか、被災者救済を優先するため仮設住宅の建設に必要な物資を被災地へ供給したことが建設資材の高騰や入荷困難な状況になり、脆弱になった建築業界にさらに追い打ちをかけている。当組合も耐震関連事業が一段落したことから県等からの受注額が大幅に減少し、今年度はかつてない厳しい状況に置かれている。

自動車分解整備・車体整備業

ハイブリッド車や電気自動車の登場に加え、既存の車でも低燃費や新しい技術を取り入れた車が登場してきている。一般の町工場でもそれに対する整備技術向上が要求される時代になりそうだ。

電気工事業

工事量が少し増加しているが、依然として景況の好転には至っていない。太陽光設備等は工事量は維持しているが、業者間の競争が激しくなっている。

内装工事業

9月のラベルの売上数は、カーテンラベル対前年同月比 50.6%で大幅に減少、壁装ラベル対前年同月比 99.8%で減少、じゅうたん等ラベル対前年同月比 51.0%で大幅に減少した。しかしながら全体の枚数は、昨年より2割上回っている上、仕事量もそんなに減少していない。悪い状況ではないが、先々不透明であることには違いない。

建設業（鹿児島市）

公共事業、予算の減少により受注競争が激化。

建設業（曾於市）

公共工事の受注高は、昨年並みであるが、地域間の格差があり、また価格競争により経営状況の改善は見られない。

貨物自動車運送業

秋の全国交通安全運動が始まり、貨物運送事業者は車両の安全対策を徹底し、輸送のマナー、交通ルールの遵守など意識の高揚を図った。

運輸業（個人タクシー）

夏休みも終わり人の動きが減少したため売上が減少した。

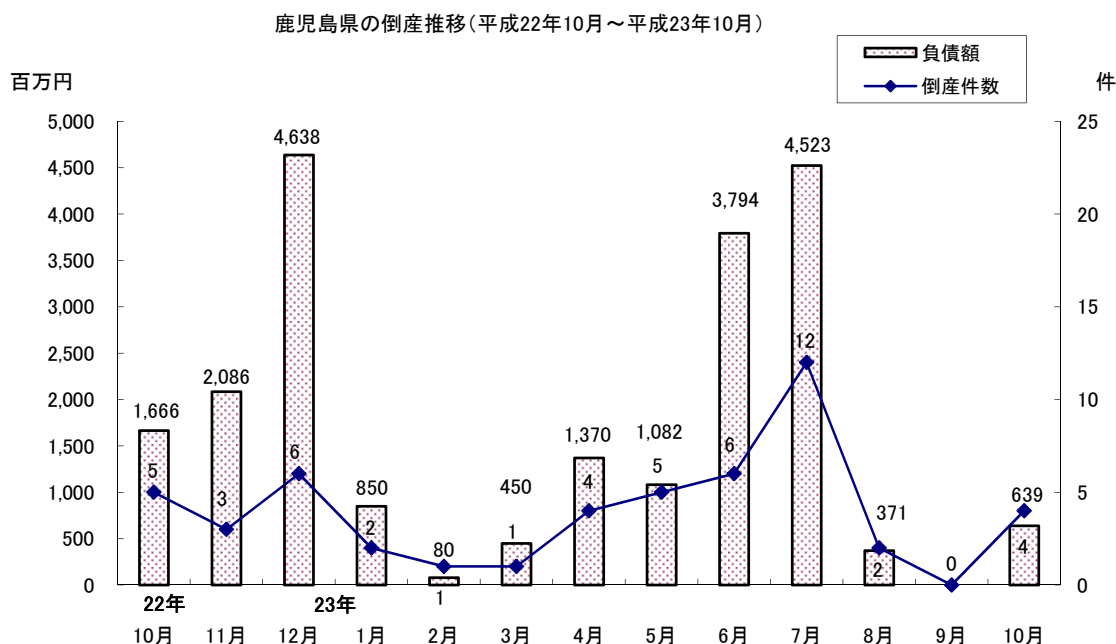
平成23年10月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)

(株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数4件 負債総額6億3,900万円

件数、前年同月比1件減 負債総額、前年同月比61.6%減



【概要】

2011年10月の鹿児島県内の企業倒産(負債額1000万円以上・法的整理)は、件数で4件(前月比100%、4件増加、前年同月比20.0%、1件減少)、負債総額は6億3900万円(前月比100%、6億3900万円増加、前年同月比61.6%減、10億2700万円減少)となった。

【ポイント】

10月度としての倒産件数は、前月比4件増であった。件数で見ると今後年末にかけて増加に転じる様相を呈しているものの、倒産の多くは10月以前、古いものでは2009年11月に事業停止していたものもあり、同月中に事業を停止し法的整理に進んだものはない。ただし、このような状況のみで倒産件数が沈静化しているとの判断は下しがたく、今後法的整理に発展する可能性を孕む、事業停止の形態にある企業も複数散見される。

【今後の見通し】

10月発表の内閣府月例報告によると、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの持ち直している、これまでと同様の見解ながらも、持ち直しのテンポ自体は緩やかになっているとの見解を示している。下振れリスクとしては、前月同様海外景気の減速懸念や為替レート・株価の変動をあげているが、同月は新たに急速な円高進行がリスクとしてあげられている。

鹿児島県内の景況としては、観光関連は鹿児島地区、指宿地区のほか霧島地区においても関西・関東、福岡などからの入り込み客がのびており、新幹線効果が続いている。畜産関連では肉用牛の子牛価格に回復がみられるほか、豚肉については夏場以降、出荷量自体の減少による伸びがみられ、年末にかけても同様の動きを見込む指摘が聞かれる。一方建設関連については、依然として停滞感強く弱含みの推移が続き、新車販売台数も前年実績を下回っている。

倒産件数としては8月以降毎月前年を下回る形で推移しているが、市況などから総合的に判断する限りこのような状態が続くことは予想し難く、中小企業金融円滑化法の適用企業などが新たな金融支援を受けることは容易ではない状況も想定され、過去の動向をみても年末にかけて倒産件数が急増したケースも少なくない。従って倒産件数が沈静化しているとの判断は時期尚早であり、今後の動向を見守る必要がある。

平成23年10月企業倒産状況（法的整理のみ）

企業名	所在地	業種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	態様
(株)U	鹿児島市	内航海運業	40	2,000	破産
(有)K	鹿児島市	省力化機械等製造	63	9,000	破産
(株)P	鹿児島市	業務用冷蔵庫卸	36	10,000	破産
M(株)	薩摩川内市	精密機器用金型製造	500	40,000	特別清算
				4件	6億3,900万円

中央会関連主要行事予定

平成23年12月	
4日(日) 10:00	中小企業組合検定試験 鹿児島市「県産業会館」
6日(火) 17:00	青年部・女性部合同講習会 鹿児島市「ホテルウェルビューかごしま」
平成24年1月	
5日(木) 10:00	中央会年始会 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
17日(火) 14:00	新春経済講演会 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
25日(水) 13:30	組合自治監査講習会 鹿児島市「ホテル・レクストン鹿児島」

青年部・女性部合同講習会

イチロー思考で成功をつかむ方法
～限界をつくらない考え方～

平成23年12月6日(火) 17:00

鹿児島市「ホテルウェル
ビューかごしま」

講師：鹿屋体育大学
教授 児玉光雄 氏



中央会事業の ご案内

中央会では、組合の設立・運営の支援を行っている他、金融・税制・労働・情報化等、組合が抱える諸問題の解決等、様々な事業を行っています。下記事業についても是非ご活用下さい。

個別専門指導事業

“困っていることを解決したい”
法律・労務・会計等の分野で高度な専門的知識が必要となるケースにおいて、それぞれの専門家を招き、問題点のスムーズな解決を図ります。

異業種間連携・組合間連携

“異なる業種間、組合間で連携を図りたい”
異なる業界間・組合間で共通するテーマを設け、専門家を交え、課題研究することにより、新たな事業展開に結びつけます。

お申し込みは
鹿児島県中小企業団体中央会 まで
TEL 099-222-9258

中小企業かごしま (平成23年度 活性化情報第3号)

平成23年11月10日発行

発行人 鹿児島県中小企業団体中央会 会長 岩田泰一
〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階

TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904

印刷所 株式会社朝日印刷